

## 婦恋村農業委員会総会議事録(第34回)

- (1) 開催日時 令和5年4月10日(月)開会:午後1時26分 閉会:午後2時15分  
開催場所:大前活性化センター 1階ホール
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員17名)  
農業委員  
1.干川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司  
15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 2.関喜吉
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案  
第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4号議案 農用地売買のあっせん申出について  
第5号議案 令和5年度最適化活動の目標の設定について  
第6号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について  
第7号議案 その他

### (6)会議の概要

事務局長 皆様大変お世話になります。ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。婦恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、週末は雪が降ったり寒かったりとても春とは思えないような気候でしたが、今日はようやく春めいてきました。これからいよいよ、もうキャベツの苗の植え付けも始まっていると思いますが体調を崩さないよう留意して下さい。それから本日は推進委員の皆様もご出席いただきましてご苦労様です。

それでは続きまして、3の婦恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第3番号委員の岡野委員、第4番号委員の下谷委員にお願いいたします。

続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」案件朗読後説明】

議長 【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」】、この件についてどなたか委員

のご意見ございますか。

5 番号 はい。この件ですが、申請人は砂井地区の農家です。親から息子への贈与であり息子も農業を本気でおこなっているので問題ないと思います。

議 長 他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」】については許可するものとして決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請」について】は、許可するものとして決定します。続きまして、【第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請書について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請書について」】案件朗読後2件説明。

1番号 農業用機械置場及び従業員休憩所等施設並びに野菜直売所等用地  
農地区分は農振農用地、用途区分を農業用施設用地に変更した後、農地転用する。

2番号 農家住宅用地

農地区分は1種農地ですが住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると判断した。

議 長 はい。【議案第2号「農地法5条許可申請書」について】1番号の案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

9番委員 申請理由は記載の通りになります。入植当時から一枚畑として使っており、今回、倉庫、バイト休憩所等を作るにあたり調べていたら敷地内にいわゆる赤道(村の公衆用道路)が通っていることがわかりました。今回、別の場所につけ替えることになり今後申請を予定しています。宜しくお願いします。

議 長 ありがとうございます。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について】1番号は許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」】1番号については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして、2番号の関係です

が関係する委員の意見がございますか。

10番委員 お世話になります。この4日に農業委員、推進委員と事務局で現地確認をしました。場所は〇〇食堂からパノラマラインを北ルートに向かって進んだ最初の大きな曲がり角です。申請人も理由にもありますとおり、しっかり農業をやっているので問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。その他の委員のご意見がございますか。なければお諮りします。【第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請」について】2番号は許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請」】2番号については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 はい。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】案件朗読後説明。  
1番号 クリーニング(コインランドリー)店舗用地

議長 【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」】ですが、どなたか委員のご意見がございますか。

5番委員 7日に農業委員、推進委員、事務局で現地確認をしました。場所は〇〇スタンドの裏手です。この地区は地も悪く前から野菜もあまり作られていないような状況です。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。その他の委員のご意見がございますか。なければお諮りします。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請」について】は許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請」】については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして、【第4号議案「農用地売買のあっせん申出について」】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地売買のあっせん申出について」】1件朗読後説明

1、田代字鳴神410番5 1件

議 長 はい。【第4号議案「農用地売買のあっせん申出について」】ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

11番委員 4日に農業委員、推進委員と事務局で現地確認をしました。場所は、コミュニティセンターから北へ2kmほどの所にあります。周囲は皆畑であり、あっせんを受けても問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第4号議案「農用地売買のあっせん申出について」】はあっせんを受けるということで決定したいが宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第4号議案「農用地売買のあっせん申出について」】についてはあっせんを受けるということに決定します。あっせん委員さんの発表を事務局よりお願いします。

事務局 あっせん委員ですが、10番委員の市場委員、11番委員の中村委員、推進委員の松本委員、推進委員の戸部委員をお願いします。日時につきましては後日ご連絡いたします。

議 長 農業委員2名、推進委員2名宜しくお願いします。続きまして、【第5号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定について」】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定について」】朗読後説明。

議 長 皆さんの方から何かご質問等がございましたらお願いします。

5番委員 ちょっとよろしいでしょうか。実は、我が家に東京から来た人でもう5～6年アルバイトで農家をやっている人が居ます。今回、独立して農家をやるということで、何も無い人が農業をやるのは相当リスクを伴いますので、どうしようかと思いましたが何分にもやる気はあるので、私の家の農地と機械を貸してやる事にしました。農家をやるのは元手がかかります。もっとハードルを低くしてやらないと行政の援助の幅を広げて頂きたいと思います。そんな意見です。

農林振興課長 今の佐藤委員からの意見につきまして、活用できる制度(国、県)がありますので、その辺をしっかりと活用しながら進めていきたいと思っております。また農業委員会に相談に来て頂きながら進めていますが、全く新規というよりは、これはひとつの考えですが、農家をよしたい人とのマッチングなど今後を見据えた上で後継者といえますか、就農者を確保していけたらと思っております。以上でございます。

議 長 ありがとうございます。いずれにしても何でも1から始めるのは大変なので、行政の方もできるだけ援助していただければと思います。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第5号議案「令和5年度最適化活動の目標の設定について」】は別紙のとおり設定しても宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。では原案の通り設定させていただきます。続きまして、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。農業委員会に関する法律第31条の規定により11番委員の中村委員の退席をお願いします。

(11番委員退席)

議 長 それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】  
農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。利用権の設定するもの3名、設定する土地5筆、面積17,569㎡、利用権の設定を受けるものが3名となっております。

議 長 この件につきましてどなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第6号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定」】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第6号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。

(11番委員着席)

議 長 続きまして【第7号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第7号議案【「その他」について】報告。

- 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 6件
- 報告2 農地転用後の事業完了報告について 1件
- 報告3 農地法第18条第6項の規定による届出書 3件
- 報告4 農地使用貸借契約の合意解約通知書 3件

議 長 【第7号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の議案は全て終了しました。その他のその他ですが、事務局よりお願いします。

事務局長 お世話になります。お手元に何枚か資料を配付させていただきました。順を追って説明させていただきます。まず最初に、農地法の下限面積撤廃についてという事でA4横版の紙を用意しました。この令和5年4月1日より農地法一部改正により、爛漣ですと50aの下限面積が撤廃されました。今後は農地法3条許可等は全部効率要件、地域調和要件の基準により取扱う事になります。全部効率要件についてですが、①資産保有目的・投資目的等の農地取得は耕作又は養畜の事業を行うものとは認められない。②自家消費（家庭菜園等）を目的とした許可をする事は可能であるが、当該農地の一部のみで耕作の事業を行う場合やその事業が近傍の自然条件的及び利用条件が類似している農地の生産性と比較して著しく劣ると認められる場合は効率的に利用するものと認められない。続きまして、地域調和要件ですが、これは非常に判断が難しくなってきましたが、①農地が面的にまとまった利用されている地域で、小面積の農地の権利取得等によりその利用を分断するような場合は許可することができない。となっております。最近この4月あたりから家庭菜園というような事で相談が何件かあります。また、各地区の委員さんにご相談がありましたらご対応をお願いします。

10番委員 面的にまとまった農地とありますが、例えば宅地等への分筆はどうするのですか。

事務局長 すみません。これは、どちらかというと農地法3条ですので、畑と畑の場合です。農地転用の場合は今まで通りの基準です。

10番委員 就労時間等はまだ残っていますか。

事務局長 はい。1年間に150日以上という基準は残っています。他に何かございますか。なければ次に移ります。お手元に令和5年度の年間予定表を配布させていただきました。こちらにつきましては各自ご確認していただければと思います。何かありましたらご連絡下さい。続きまして、令和5年度委員ごとの最適化活動の目標について、佐藤より説明します。

事務局 お世話になります。昨年度から委員ごとの最適化活動の目標を設定する事となっております。令和5年度委員ごとの最適化活動の目標についてですが、先程の議案で【令和5年度最適化活動の目標の設定について】という議案がございましたが、その数字に基づきまして各委員の目標を設定させて頂きました。①月の活動日数目標を6日と設定させて頂きました。こちらにつきましてはあくまでも目標ということで宜しくお願いします。ただし、1年間の平均の最適化活動日数が月平均1日未満の委員は支払

い対象外となります。最低でも月平均1日以上活動していただきますようお願いいたします。また、同一日に複数の活動を行っても実績としては1日となりますので宜しくお願ひします。②の年間の新規集積目標全体の集積目標が78.8%ですので、1人あたり案分して設定させて頂きました。③新規就農者への貸付同意承諾面積目標も先程の全体目標から設定させて頂きました。こちらは、アンケート、訪問等により農地所有者が新規就農者に対し、農地を貸付けてもよいと同意した面積目標になります。こちらにつきまはあくまでも目標ですので、目標の達成に向かって活動していただきますようお願いいたします。また、もうひとつA3用紙を配布させていただきましたが、本日提出していただきました結果を事務局の方で反映させたものを4月中にお配りしますので右下の自己の点検・評価欄につきまは、ご意見をご記入していただき提出していただきたいと思ひます。これにつきまは6月の農業委員会で諮る事となっておりますのでそれまでに提出をしていただきますようお願いいたします。こちらにつきまは別途ご連絡いたします。宜しくお願ひします。

事務局長 ただいまの最適化活動の説明につきまは何かありましたらお願ひします。無いようでしたら、続きまは、お手元に委員報酬明細につきまは、お配りしてあります。3月までの委員報酬を本日付けで指定の口座にお振り込みをさせていただきましたので通帳等でご確認下さい。続きまは、令和5年度版の活動記録簿を配布しましたのでまた記録の方を宜しくお願ひします。あと、のうねんも同封させていただきました。後ほどご覧下さい。各地区の農地賃料の平均表を毎年配らせて頂いてあります。令和4年度の平均値ということでお配りしました。また、地区に戻られまはてご相談等ございましたらご活用下さい。その他に無いようでしたら小嶋の方から親睦会費についてご連絡があります。

事務局 お世話になります。非常に申し訳ございませんが、1人あたり1,000円の親睦会費を徴収したいと思ひますので宜しくお願ひします。あわせて、2022年の農業委員会活動記録簿も提出していただきますようお願いいたします。

事務局長 最後に、来月の総会後に農振協議会を予定しておりますのでご予約をお願ひします。

11番委員 活動記録は4月からでよいのでしょうか。

事務局長 はい。そうなります。

議長 はい。色々説明等配布物がありました。各自ご確認いただき、記録簿は今日から記録していただければと思ひます。その他の委員のご意見ございますか。特に無いようでしたら次回は令和5年5月10日(水)の午後1時30分から役場2階会議室となります。先程もりましたが、農振協議会も予定しているということでお願ひします。

それでは、これで本日の定例会は全て終了となります。それでは4月の定例会を閉じさせていただきます。

午後2時15分閉会

議 長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第3番委員

(岡野 芳和) 岡野 芳和

第4番委員

(下谷 彰一) 下谷 彰一